派遣を利用するには

対象の方：愛知県内にお住まいの失語症の方で 意思疎通に困難がある方
支援者の派遣には 事前の利用登録申請が 必要です ※1
ご希望の支援内容について ご相談をお待ちしています ※2

※1 身体障害者手帳・医師の診断書などで 失語症の有無を 確認します
※2 経済的・営利目的の活動など 内容によって 派遣の対象とならない場合が あります

お気軽にご相談ください！

お問合せ・お申込みのご相談は

〇メール

aichi.shitugo.ishisotu@gmail.com
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業担当

〇電話　※お住まいによって異なりますので、ご注意ください
（ショートメールでの対応可能）

《愛知県内（名古屋市以外）にお住いの方》
090－9191－4252
（県派遣事業担当）

《名古屋市にお住いの方》
090－9173－4251
（名古屋市派遣事業担当　なごや高次脳機能障害支援センター内）

（一社）愛知県言語聴覚士会
失語症者向け意思疎通支援事業ホームページ
https://aaslht.jp/communication-support-service.html

2026年9月